

# がん登録等の推進に関する法律施行細則

令和二年東京都規則第二十一号

## (目的)

**第一条** がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号。以下「法」という。）の施行については、法、がん登録等の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百二十三号。以下「政令」という。）及びがん登録等の推進に関する法律施行規則（平成二十七年厚生労働省令第三百三十七号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

## (都道府県がん情報の保有の期間の例外)

**第二条** 政令第九条第二項及び第十条第二項の都道府県の規則で定める場合は、都道府県がん情報を利用するがんに係る調査研究の性質上、当該都道府県がん情報を五年以上分析する必要がある場合とする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。